

平成 18 年度第 2 回滋賀県環境こだわり農業審議会 会議概要

日時:

平成 18 年 9 月 12 日(火)

14:30 ~ 17:00

場所:

滋賀県農業共済会館 4 階大会議室

出席者:

伊藤委員、川口委員、岸辺委員、北中委員、久保委員、酒井委員、須戸委員、高島委員、田中委員、富岡委員、成田委員、間宮委員、山田委員、吉田委員

議題:

(1)環境こだわり農業実施協定の締結等について

1. 環境こだわり農業にかかる県民意識調査の結果概要(速報)について
2. 「農地・水・環境保全向上対策」について
3. 環境こだわり農産物への支援について
4. 環境こだわり農産物の栽培基準の見直しについて
5. 環境こだわり農産物の対象作物・作型等の追加について

(2)その他

議題(1)環境こだわり農業実施協定の締結等について

1. 環境こだわり農業にかかる県民意識調査の結果概要(速報)について
2. 「農地・水・環境保全向上対策」について

富岡会長:

それでは早速議事に入りたいと思います。お手元の次第にありますように、本日は事務局で(1)から(5)まで

の議題を進めていくようになっていきます。あらかじめお聞きしますが、委員の皆さんから何か発言されたい事項がございましたら、時間の都合もあるので前もってお知らせいただくとありがたいです。何かございますか。ないようですので、それでは議事に入らせていただきます。(1)と(2)の議題について一括して事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

「(1)環境こだわり農業にかかる県民意識調査の結果概要(速報)について、(2)「農地・水・環境保全向上対策」について」説明(資料 P.1・2 および添付資料)

富岡会長：

3番まで事務局から説明いただいて、そのあと審議に入ります。ではお願いします。

事務局：

「(3)環境こだわり農産物への支援について」説明(資料 P.3)

富岡会長：

どうもありがとうございました。それではただいまご説明いただいた(1)から(3)までの議題を一括して審議します。それからそれを踏まえて、特に(3)の議題の中で説明されました環境こだわり農業の制度を国の制度に切り替える場合に、国の制度の対象にならないものについてどう考えるか。それから県と市町との役割分担についてどのように考えるかということについて、皆さんのご意見をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですから、質問、ご意見をどうぞ。

間宮委員：

このチラシの2ページ目です。活動組織を構成する例の図が描いてありますが、どの立場の人がイニシアチブをとるのか、主導的な立場になって推進していくのかを聞きたいです。いろいろNPOとか寄ってくると、何か訳がわからなくなるような気がしますので。

事務局：

NPOとか、右に行けば行くほど理想的な、より良い理想的な姿が見えると資料では書かれております。発展形としてNPOとか、都市住民とか、そういったところまで書かれています。まず集落、農業組合と自治会というのがベースとなって、活動組織は展開されていくと考えております。

富岡会長：

最低限の要件みたいなものがあるのか。

事務局：

農業者はもちろんのこと、非農家は必ず入れなさいという形でなっています。ですから農業者で組織される

農業組合と、それから非農家が含まれる自治会、そういったところが中心となって組織を構成していただければと考えております。

富岡会長：

農家だけでなしに、非農家を必ず入れよと。間宮さん、よろしいですか。

間宮委員：

NPO を入れなくてもいいということですか。

富岡会長：

NPO を入れないということではないです。

間宮委員：

どこがこの会を仕切っていくのか。自治会組織にしてもそうでありまして、農業組織の農業組合というのは、田舎へ行くほど農地支配の組織になるので、なかなかカラフルな議論ができるのかどうか心配をしています。

酒井委員：

3番目の、3ページの県と市町村の役割分担について。国制度の支援金の負担割合をこうすることで調整しておられるのは、ここでわかるのですが、これは市町村とこういう話の折衝を進めているのか。今一番心配なのは、市町村の財政が持つかどうか。集落営農でもそうだったように、滋賀県が先頭切っているから、集落営農を要件付きであるけれども、担い手ということで国が認めてくれた。今度のこれもそうですね。国が滋賀県の制度をすこし修正したみたいない感じで、こうして認めてもらったのですが、今のモデル地区でやっているのは、単価が4,400円ではなかったか。この話だけが農家の間で先へ進んでいるようなので、そのへんが心配なわけですね。県としても、県全体の集落をこうした農地・水・環境保全対策事業を推進していこうと思うと、やはり全体の集落に渡るように、環境こだわりの2階部分も含めて、これに力を入れていこうということはわかるのですが、十分徹底をさせないと。今どうも一番心配なのは今質問がありました、このパンフレット2ページです。これは全部集落が主体で、農業者、地域住民、自治会から構成されて、いろいろ活動をして支援金を交付される。集落へ行ったら、都会は別だが、それらはいつもみんなやっているわけですね、こういうことを。今いろいろと要件がついていて、これをやらしてもらわないと、支援対策は成り立たないことになっていますが、ぜひこれを終始徹底するためにきちっとしておかないと、例えば4,400円モデルの集落、今やっている16集落の活動内容を見て、ぜひ町長、うちの集落も、うちの集落もしてくれという希望は多いわけですね。なぜか言うと、今やっていることをするだけで10アール当たり4,400円もらえると。今やっている活動で、この要件は60パーセント、70パーセント満たしている、あと少しいろいろな要件を満たしたらできるのではないかとということで、自治会長全部そういうことで推進して、町長にうちの町もさせる、自治会もさせるという要望がきついらしい。ところが、全集落やりかけたら、町も財政難だし、県もたいへんだろうから、こういうことで心配なのと、もう1つは5

年ごとに見直すこと。今までの取り扱い、これ水土里ネットやら土地改良区というのは、計変、計変、計画変更で事業続かせていたのに、今5年ごとに事業を切り替えてきますね。例えば今までやってきた中山間の直接支払についても見直して続けているけれど、そういうことをやはり町村長は心配しています。そして、全部集落をしなかったら村長がもたないと言っています。あの集落だけ実施して、うちの集落はしない、こういうことでは田舎の市町村はもたないと思います。その調整をしっかりと、県も財政難だから、この国2、県1、町1で4,400円の単価を3,300円にして全部環境こだわりこなしたら4,400円払うと、こういう案は結構だと思います。ただそれはしっかり周知しないと、十分皆さんに納得いくように町長にも市町村にも説明をしないと、どうもおかしい話に変わってしまわないかと。その心配があるので、ご意見を聞きたいなと思います。

富岡会長：

環境保全にかかる共同活動についてですか。

酒井委員：

そういうことも絡んでくる。自治会にしてみたら、農村にしたらこのままいろいろこの図面で2ページに案も書いてあるけれども、例えば農業者、消防団、学校PTA、水土里ネットJA、自治会、地域住民。農村集落はこれだけで済まない。これまで土地改良区が、水路等全部基盤整備や土地改良をやってきました。土地改良区のあるところは、かつて基盤整備するまで道は里道で赤線でした。そして水路は青線でした。国の財産であったものを基盤整備をやって全部土地改良区の財産として登記してある。だから集落は全部改良区に皆言ってくるわけです。傷んだらうちが直すから経費は出せとか。そういうことで今まで大きいところの改良区は、JAもそうですけれども、土地改良区を中心に用水の管理もそして農道の草刈りもみんなやっているわけです。今までやっていることを、やるわけですからたいいの農村はやりやすい。やりやすいけど、ほかにまた環境こだわりなどいろいろな要件がついているから若干違いますが、これをしっかりと説明をしないと今までやっていることにちょっとだけ要件を足したことを満たしたら、4,400円があたるという感覚を皆もってしまいます。そこが大変難しいなと。説明をしっかりとしないといけない。

富岡会長：

安易に考えているとすればということですね。

酒井委員：

そうです。そういうことです。やはり今までの感覚が抜けていない、補助金、金、助成ということがね。今は環境こだわりの補助金なんかをやるのも、いわゆる全品目に対して補助していこうということで、勝手に植えたから面積でということではなく、ちゃんと生産された現地を確認しなかったら金も渡さないというくらい厳しいです。ところが何とかしてこういう水・農地の管理をしていこうと思うと、やっぱり金が要るわけです。簡単な話、皆負担してやっていますからね。多少なりともそれに足せる金がもらえるなら、共同でひとつやって、そしてもらおうじゃないかという考えがぬけないですね、農村は。そういう厳しさがある。だからしっかりその説明をあいまいにやったらだめです。僕は反対しているのではなく、そこを言いたい。国が制度を作ったから切り替えて、

これやってもらうのはよろしい。それでいいけれど、しっかり町村長やら市町村の行政にしっかり指導していかないと。何や国は4,400円といっているのに、県は3,300円にして、そのうえ2階建ての部分をやったらプラス4,000円出すと、こういう誤解を招かないような活動をして欲しいと思います。

富岡会長：

事務局の方から何か。

大澤技監：

多岐に渡るご質問の中で全部カバーしてお答えできるかどうか自信ないですが、まずこの制度をきちんと理解していただくということがまずもって大事だということが、ほかの制度でも何でもそうですが一番大事なことです。この事業につきましては、今ご指摘がありましたように、今年からモデル的にやっておりますので、いろんな意味で単純化しているところがございます。例えばこの単価の問題も4,400円。これは実験事業の単価として国が定めたものです。これについても今回の本格実施については、それをベースにしながらも違う要素、3,300円ということも地方裁量が認められて県が独自に設定したものです。また一方で今のお話にありましたように、とにかく4,400円であると、とにかくちょっとやればというような、何と言いますかそういう正確でない情報が地元で先行して広がるところに問題がある。そればかり話が先行して、何かきちんとやらないといけないところについて、やや情報が抜け落ちているというのが、今年の夏までの実際の状況です。正直言ってそれは否定できないことだと思います。そのために、今回このパンフレットをつくりました。これは何のためにつくったかと言いますと、今ご指摘のあったようなことをできるだけ早くきちんと説明しなければいけない。やっていただくことというのはこの「世代をつなぐ農村まるごと保全」とありますが、こういったきちんとした取り組みによってより良い農地であり、水であり、農山村を保全し、世代をつないで次世代に渡していくと。そのためにこういう活動をしないといけない、していただきたい。こういうことをしっかりお伝えしたいと思って、このパンフレットをつくりました。特に3ページ、4ページにはこのパンフレットの一番中心になる部分、こんな活動をやっていただけませんかということです。これでもわかりにくいかもしれませんが、できるだけわかりやすくと思って作りました。このパンフレットをつくりまして、8月の末から全市町に対してご説明に入っております。全市町では、基本的に全集落に説明するというので、8月の最後のほうから入っております。今だいたいそれがひと回りしつつある中でいろんな疑問が出てまいりますし、またこの負担の考え方等についても、市町からも首長からもいろいろご意見があります。これから再度地元なり市町なり、繰り返しこの制度の見方、私どもの考え方、また国の考え方について正確にお伝えしてわかっていただく努力をし、いただくべきご意見は頂戴して、修正すべきところは修正して、この対策を農家の方に伝えるということで、まさに8月から行っておりますし、さらに市町につきましても、これからまた関係課長が直にうかがって、より良い制度にしたいと思っております。

酒井委員：

これでよくわかりましたが、このパンフレットは国の、いわゆる農地・水・環境保全対策の基本に基づいて、

滋賀県らしい型としてパンフレットにされている。これは立派だと思います。これで皆さん、国の補助もいただき、そして滋賀県、市町も出して、そしてできるだけ多くの集落、地域ができるような体制で十分です。今おっしゃったような説明をして欲しいというのは、この対策をしっかり進めて欲しいなど、こういう考え方ですのでよろしく。もうひとつ聞きたいのは、国の制度の要件を満たさない場合と、それから農振地の問題。これはいろいろあります。今まで環境こだわりは面倒みておられたと思う。ところが、これは国の制度は対象外になっているので、どういうことにするのかそこを聞きたい。

富岡会長：

そのことについて委員の皆さんの意見を今日聞きたいわけです。あらかじめ県として、方針を示すということはまだしないということのようですから、ご意見をいただければ。次回の審議会でこうしたいと、今日の議論を踏まえて案が出てくるとは思います。

吉田委員：

今回こだわり農産物の直接支払いが県から国の方針に移行するというので、こういう話になっていると思いますが、その1階部分と2階部分が今はごっちゃになっているような気がします。今回のこだわり審議会のほうでは、1階部分も踏まえて議論すべきことなのか、2階部分だけを議論すべきことなのか。そのへんがまだ具体的にはっきりしてないような気がしまして。そのへんのことをお聞きしたいのですが。

事務局：

今日は1階部分についてご理解をいただいた上で、議論としては2階部分を議論いただく。このように思っています。

吉田委員：

1階部分も関係があるものですから、こだわり農業課さんというか、こだわりの制度に対して。

事務局：

2階部分の支援をもらおうとすると、1階部分をクリアした人だけが2階部分をもらえるということです。1階部分がない2階建ての家はないわけですから、2階部分の環境こだわりの支援をもらおうと思ったら1階部分がないといけませんね。

吉田委員：

ついてくるというような発想。

事務局：

だから1階部分に失敗した地区は、2階部分があっても支援はもらえない、それでも県としてはいいのかという、今酒井委員のご指摘があったわけです。

吉田委員：

僕らが心配するのは、その1階部分がないと2階がないということだと思うのですが、予算的な部分とか、前のときに1階部分の予算と2階部分の予算が別になっているのか、一緒なのかという部分でも話がかわっているのかなと思うのですが、そのへんの予算、負担は。

富岡会長：

こういう理解でいいですか。条件さえ満たせば、どれだけでも認められるのか。予算の制約があるので、条件を満たしたところでも切られてしまうところがあるのか。そういうふうな問題を理解してよろしいですか。

吉田委員：

それと、それもそうなのですが、今までのこだわりに使っていた何億かの予算の部分から4,400円の県の負担分があるので、その部分が必要になってとかいう話が前にもチラッとあったと思います。今回その6,000円に関してもやはり県の予算というのについてはついてくるわけですので、そのへんのところ予算の割り振りの中で、最初の4,400円が3,300円になりましたけど、そっちのほうに大部分取られてしまうような話になるのか、またそれは別予算なのかというのは、どうなのかと。

事務局：

議論にあたってはその点はあまり意識してもらわなくても結構です。

永井課長：

そこまでの意識はしていただくなくても、必要な予算というものがございましたら、まずそれを趣旨として、目的としてそれにふさわしいものにしていきたい。現状ですでに環境こだわりに取り組んでおりますし、国の方でも環境支払いになっていきますので、一定の枠をもって事業化したいと考えています。その点では皆さんから手を挙げれば、できるだけお答えできるだけの予算枠を確保しようとしています。ただ、それをすれば、今の予算をはるかに上回るような予算を要求しないといけないということです。こういう場できっちり議論をして、必要性があるということで意見をまとめていただいたうえで、皆さんのご意見を議会に対してきちっと説明できるだけの用意をおこななければいけませんので、それで今回意見を出してご議論いただきたいということです。

富岡会長：

この審議会では予算のことを審議するのはあまりなじまない。それは議会なりどこかで決めてくれるということですね。

永井課長：

予算の話は、これは実際としては非常に厳しいです。市町にとっても、県にとっても。これまでも予算を徐々に増やしてきましたけれども、それはもうこの委員の皆さんの応援を得ながら、事務局なり関係の担当課が血のにじむような努力をしてお金を確保してきました。今度この対策をすると、確かにお金は大幅に増える可能

性があります。それは本当に厳しい予算折衝になるかと思いますが、今日のこの議論の中では、お金がこうだからやる、やらないという、それは議論の方向としては方向が逆なので、そもそもこういうものが要るのかどうか、それはもちろんやればいいに決まっているというところはあるかとは思いますが、いろいろご意見を頂戴したい。いるというご意見を頂戴することができれば、大変我々にとってもありがたいということです。

吉田委員：

続けてすいません。そういうことだと、国の要件から漏れるものをどうするかというところは、できるだけ拾ってあげて欲しいという話になるかと思いますが、そもそもこだわり認定が始まったときは、直接支払いというのがなく、認証を受けるといっただけで始まったと思います。その当時、お金もないけれど、認証を受けたいという人がある程度あったという実績があると思うのですが、それらを前提にして今回国への移行ということを考えるべきではないかというのが、僕の思いです。県の認定は認定であるけれども、その中の何割かは国の制度にのれるというような話で、国の制度にのれるためには、やはり何らかの認定がなければその2階部分はもらえないと思います。その部分の認定を県がこだわり農産物という形でしていくというスタイルにして、今まで同様農家はこだわりの認定を受けたいのなら受ける。その中で国の制度にものれるところのって、直接支払いのお金をいただくというスタイルでいいのではないかと思います。もともと直接支払いの制度がないときにこだわり農産物を農家がやり始めたのは、やはり有利販売というものを目指していった側面があるかと思うのですが、販売につながるという面で、認証制度は直接支払いがなくても使いたいという農家は結構いるのではないかと思います。国の制度イコール県のこだわり認証制度ではなく、県の制度があってその中に一部直接支払いのもらえる国の制度にのっかっていくというようなスタイルが望ましいのではないかと思います。いかがでしょうか。

富岡会長：

この議論を国の制度の対象とならない場合について、今事務局のほうで(1)から(3)まで分けて整理しているわけですね。この(1)から(3)と同じ扱いでいいのか、あるいはこれはこうだけどという、何かそういうご意見があればあわせて出していきたいと思います。

吉田委員：

国の制度には、まとめり要件というのがどうもその絞り込むための要件であるような気がしてならないです。そうでなければ、そんなに要件をつくる必要がないと思います。今まで滋賀県のようにたくさん実績があるところならいいですけど、こういった実績がないところでいきなり国からこういう制度が出たと。だったらということでやりますね。でもたぶんまとめり要件のためにできないところがほとんどではないかなと思います。だからその要件があることによって、だいたい国が絞り込んでいるのではないかなという思いがあるので、予算があれば、僕はそういう要件はなしで出してもらえるには、独自の判断があってもいいのではないかなと思います。

間宮委員：

要はこれをやるのは実に簡単なことです。16年から目標が早く達成したというのもそうだと思うのですが、

米については実に簡単なことです。共同活動についても、現に農村ではもう実際やっていることだから、わしもわしもって言われていっぱいふくらんで、滋賀県の場合は3ヘクタールが限度でそれ以上は2,500円で押さえているけども、これは無制限にお金を出しますね。やります、やりますって。だから県単制度をつくるのは決まっているなという感じを受けます。それとそういう荒っぽい仕事になるから、品質が落ちると思います。農薬は要らないとか、いろいろ環境に力を入れていますが、品質のことについては何も謳っていない。そのへんがちょっと。どっとやるけれども、きめ細かい品質については何も制限措置も付けてないので、非常に危うい。生産者としては、非常に危うい。どんな米が入ってくるかわからないという感じも受けます。ある程度品質管理も関わる要件、要件というか、そういうことも考えて広めない、わしもわしもでは、金はかかる、品物は悪いということになりはしないか。そう思いますので、そのへんを検討して欲しいと思います。

富岡会長：

今日ご欠席の西村委員から意見が文書で提出されています。ご紹介させていただきますと、この問題につきましては農振区域以外で対象とならなくなる、あるいは共同活動ができないので交付金が受けられない。あるいはまとまり要件を満たさないで交付が受けられない。そういうことが出てきて、結果的に環境こだわり農業が後退するようなことにならないように、今まで通り支援を続けていただきたい。こういう意見が出されています。

久保委員：

私も今の西村委員と同じような意見になるのですが、今回のアンケート調査を見ても、やはり半分以上の人がまだ知らないということですね。それはやはり農産物の出回る数が絶対的に少ない。地域差があると思いますが、これも地域ごとに集計してみると違うかもしれないですが、やはりそういった集まる場所にわざわざ出かけて行かないと今のところこだわり農産物を普通に目にするようなところまでまだ来ていないということと思うと、こだわり農産物をもっと県として、ブランドとして固めるためには、この2番、支援条件を満たさないとか、農振農用地以外だからということで、今後支援ができないということは、かなりの負。さらに消費者から見ても後退になると思います。

富岡会長：

数字が出ていますが、共同活動、まとまりの件でこぼれるのが2割ぐらいということですね。農振農用地区域以外は180ヘクタールということですから、これは何パーセントか。2~3パーセントぐらいですかね。こういう状況です。

須戸委員：

国の対象とならない場合に補完する措置をとるとするのは、たぶん皆さんもそういうように思っておられると思います。今のお話があったように、支援要件を満たさない。特に共同活動とまとまり要件についても、普通の農村であれば問題なくできるだろうということがあったと思いますが、この試算で今2割ぐらいがちょっと難しいだろうとなって、これを県で手当てしようとしたときに、共同活動をしなくても、満たさなくても県からの

独自の対策があるということであれば、実際はわからないですけど、2割程度のところはそういう努力を全くしなくなるのではないかというような可能性もあると思います。そのときに不公平感が起こらないか。単純に、全部簡単に面倒みましようと言ったときに、それを全部かまわないというのであれば、かまわないと思いますし。ただそういうことで不公平感が生まれないというようなことは検証していく必要があると思いました。やはり1番と2番、そういう意味では少し性格が違うのかなと感じました。

富岡会長：

どう違うかということまで。

須戸委員：

1番には農振地になる要件がどういうものがあるか、僕は詳しく知らないですが、2番というのは、国の支援の要件を満たすような状況にはあるということだと思うので、そういう意味では少し違うかなというように。

富岡会長：

こっちのほうが県独自の措置が必要だということですね。

田中委員：

法律からいったら農振地に対象を絞り込んでいくのはわかりますが、こだわりが国の補助だけになってしまっているのか、こういうふうに対象にしないところを県はどうするか、ということをしている言われていますが、当然そういう要件を満たさないところでもそういうことをしたら、今心配をされるようなことがおこる恐れもある。この2割程度の農地に何や手厚いことを、われわれ生産者からしたら支援して欲しいと思うけども、そうするとほかの要件を満たさなくても、それだけは面倒みるという、今須戸さんおっしゃったような意見もでかねない心配がある。それはどうか。

富岡会長：

(2)のほうはこういうのを県独自で面倒みるようにすると、では共同活動をやろうとか、まとめり要件を満たすように努力しようとかいう意欲が減退するのではないかと。そういうご意見ですか。

須戸委員：

どうしてもできない理由があれば、それはそれでいいと思います。ですからそれをどういう線引きをするかは、技術的な話になってくるとは思いますけれども。

田中委員：

私も同じ意見ですけれども、国の政策自体が担い手を絞り込んで、品目を絞り込んだということは非常に大きな問題になってくる。先の見込みが悪いというか、最後にやるところだけを優先的に支援していきますよという支援になっているのに、そこに県がまた同じ状態になると、やはり問題が出てくるとは思いますね。まとめり要

件を満たさない、特にのれない農家に対してはやはり給付がないと私も生産は後退すると思います。また、今おっしゃったように、自らの責任でなく支援から漏れるところ、土地の問題ですとか、そういうところについては支援を考えていただきたいと思いますけれども、1階部分の自分が嫌だからというか、そのへんの線引きは一定の差をつけて補助給付をしてもいいのではないかと思います。県も出しておられるので、もし国と同じような対象にするということであれば、そこから漏れた農家への支援策というのは何か。県のほうでは考えていらっしゃるのでしょうか。そこをお聞きしたい。

富岡会長：

それが必要かどうかということは今議論しているところです。

田中委員：

必要かどうかはここで…。

富岡会長：

審議会の委員の皆さんに、まさに問われているわけです。皆さんがぜひ必要だと言えそういう制度をするように尽力しますが、あんまりそういうことがなければ、わざわざ県単独の制度はということになる。こういうことです。

間宮委員：

私どもの集落でも農家離れ。高齢化で辞めていく。そこでお聞きしたいのは、集落の農家、これのまとまりの計算方法ですけれども、うちの集落では大規模な農家もあります。しかし、1反の飯米だけやっているというところもあります。集落の農家衆、つまり言ったら分母ですね。いったいどこまで国は農家と認めているのか。もし資料があったらお知らせ願いたい。

事務局：

まとまり要件の場合の農家の定義でございますが、販売農家というのが要件となっております。販売農家というのは、基本的に30アール。水稻の場合でしたら30アールで線引きがされています。まず30アール以下の人については、もう分母にも分子にも入れてもらえない。そういうことになっています。

伊藤委員：

流通を預かる立場から、ちょっと一言二言お願いしたいなと思います。このこだわり農産物が始まった当時には、水稻では2割程度、7,200程度を目標にしたいという、確かそんなことだったかなと思っておりますが、もうすでに15パーセントを越えているというようなことから、おそらくこの制度ができればまだまだ増える。今目標をすでに突破しているということです。22年度にはおそらくもっと増えているかなと考えております。できた農産物について、米以外も含めて、県内の流通をメインとするのか、従来はそうだったと思いますが、そのへんの流通をどこまで範囲を広げていくのかということをお県として考えがあるのかということ、それと最後に間

宮さんがおっしゃっていただいた、これが全市町村へすでに説明に入っておられるということですので、おそらく取り組みが広まるということから今後の面積も増えてくる。そういうことから商品の流通についての考え方と、そしてこれからの質ですね。果たしてこのこだわり農産物のこの制度の対象になった農村、今は地力もまだあると思います。まだ取り組んで数年というところですので、これがこの状況を続けていって、果たしてこれから他府県の市場に出していったときに大丈夫かなという不安を一部もっております。それも面積が増えてくればくるほど、その危機が早くなるのではないかと考えております。他府県へもおそらく商品流通はしていかなければならないと考えておりますが、そのへんのこともどうかと思います。

富岡会長：

こだわり農産物の販売先として他府県を想定しておられるかですね。

永井課長：

少なくとも地産地消の方向は間違いのないと思います。また、お米については、もともと本県は米の移出県ですので、よそに買ってもらわないと話にならないということですから、当然この点についてはよその県を視野に入れた戦略というのが必要でございます。昨年、今年から全農さんとこのあたりを踏まえた意見交換を始めましょうかということで、1回やらせていただいた。こういうことでございます。やはり何万トンという単位でこだわり米が出てくるというのは、これをうまく使って県外でも販売していくということを視野に入れていかなければとは思っております。

富岡会長：

県外での認知度はどうですか。県内でも認知度が半分程度ですよ。他府県の認知度なんてほとんどないのではと思うのですが、そのあたりは、認知度を上げたいので、県も本腰を入れるかどうか、そのへんは。

永井課長：

たぶんそのへんは全農さんのほうがご存じかと思いますが、県外に対して環境こだわりということがどれぐらいブランドの価値があるかということだと思っておりますが、たぶん全農さんに言わせたら、ケチンケチンだと思います。やはり世の中でいろんな技術形態がございますので。例えばGAPとか、いろんな規格がございます。滋賀県の環境こだわり農業は、トレーサビリティもしっかりしていますし、GAPまでもう少しというところ。そういった新しい企画でこれからいこうということのひとつのトレンドとして、おもしろい方法だとは思っています。環境こだわり米というのは、それぐらい優れた規格であると思っていますし、これが何万トンとロットが集まるわけですから、それはそれで商品としては大変強い力を持っているはずだろうと思っています。県外へ出るときに、必ずしも滋賀の環境こだわりというのはブランド価値があるかどうかということ、全国標準として、あるいは世界標準としてのGAP、そちらのほうに近いのではないかと想像しております。まだそこまで関わっているわけではないですが。

富岡会長：

特別栽培米の一種として市場では受け入れられているのではないかと思うのですが。

永井課長：

今はそうです。

富岡会長：

伊藤さんいかがですか。

伊藤委員：

すべての農産物がそうですが、まだ市場で評価されるだけの量には至っていないのが現実です。特に水稲なんかは一部の特定契約をした中で、特に生協さんとか、そういうところでご厄介になっているわけですが、これから増えてくるとそれ以外にも出していないというふうに思っております。でも、どんどん増えてくると品質面が、先ほど間宮さんおっしゃった、本当にそのへんをきちっとつくっていただかないと大変だなと。われわれも米の流通の大半を預かっておりますので、そのへんだけ県としてもきちっと指導していただきたいと思っております。よろしく願いしておきたい。それとブランドですね。もちろん県外へということになれば、なおさら必要かなと思っておりますので、そのへんもしっかりお願いしたい。

富岡会長：

今の環境こだわり米で品質に少し懸念があるということですが、農業経営課長、何かありますか。

植田課長：

私もおとし環境こだわりの課長をしておりましたが、当時いろいろ調査をしました。基本的に環境こだわり、特に米の場合ですね、品質が落ちるということはまずなかった、ございません。基本的に土づくり対策をまず前提にしっかりやってくれということ、環境負荷の削減のための取り組みの中の条件にも入れております。今こだわり農業に取り組む中で土の改良をやっていただいておりますが、それで米を最終収穫するまでの栄養条件が保てるかどうかというのが大きな課題にはなったのですが、そういう面からすると、品質上、あるいは米の成分上問題になることはまずないです。それからもうひとつ、農薬を減らすということで、どうしても虫がついたりする。外観、品質が落ちるということを心配されておられましたが、今の栽培条件の中では、例えば使用する薬剤の種類を、分量を1つ減らして、若干余裕をもたせて実際の農家はやっていただいております。急遽やらないといけない場合には、1剤追加するという、こういうやり方をされていると思います。そういった取り組みをされておられますので、こだわり農産物だから品質が落ちてくるといことにはまずならないと考えております。むしろそれよりも心配しているのは、やり方によっては琵琶湖に負荷がかかる場合も出てまいりますので、しっかりと負荷をかけないような栽培環境にしてもらうことと、それから今品質が問題になっているのは、むしろ栽培される農家の、全農家の方々がずっと栽培期間中88の作業が要するという中で、少し手抜きをされる場合がありますので、その場合にその品質が落ちたりすることがあります。こだわり農産物に限らず、

全体的な栽培環境をしっかりとやらせてもらうという指導を強めていきたいと考えています。

富岡会長：

伊藤さん、こだわりを進めていくと品質に問題が出てくるのではないかという懸念しておられることの何か根拠はありますか。

伊藤委員：

農薬はその場その場で対応ができると思いますが、土づくりが本当にしっかりできるかということを懸念しております。それと肥料ですね。化学肥料を5割削減という中で、地力は今もまだあると思います。これから数年はまだ保てると思いますが、その後の地力を保っていけるかどうかということをきちっと管理をしていただきたいと思います。

永井課長：

環境こだわりというのは、生産工程を認証しますけれども、産地も銘柄もむちゃくちゃです。そういう意味で2万トン、3万トン出てきたものが同じ品質のものがきちっと揃う、環境こだわりという品質のものが揃っているということは担保していません。生産方式を認定しています。したがって、今みたいに2万トンくらいある時代とではその中での商品、例えばコシヒカリならコシヒカリという商品がきちんと量が出ますから、そうすると例えばこのコシヒカリで年間規模どれくらいか、このコシヒカリでこの時期は等々、いろいろな手が打てますけれども、今までそれができなかったということです。少なくとも環境こだわりという一定の規格というものの中で、ここから先は商売の話になりますが、どういう商品を企画していくかという、そういう流通の取り組みになると思います。私どもとしては、環境こだわりというまず裾野を広げて、全体を上げるということがまず必要です。そこから先は、例えば農協さんあたり、あるいは全農さんあたりでどういう商品化をしてもらえるか。こういうことになるのではないかと。

酒井委員：

今説明された米の話は伊藤さんが質問されましたけど、やはり環境こだわりのレベルを上げて、そして将来は量で決めていかないと市場へは出せないですね、バラバラでは。それは野菜でもそうです。市場へ出すのに揃わなかったら受けてくれません。それと一緒に、このパンフレットの6ページの環境こだわり農業への支援ですが、これは確かにこういう形でいいのですが、例えば支援要件で、化学肥料の合成農薬の使用を5割にして減らすとこういうことや、エコファーマーの認定を受ける。こういうのは地域で一定のまとまりをもった取り組みであること。これは国の方針だけでも、例えばわれわれ滋賀県はいろいろな地域が違います。湖北なんて全くの粘土質で、今年私は天気が良かったので白菜をつくらうと思って、しっかりトラクターでおこしてやった。それで、このあいだ雨が降ったら、また元の木阿弥で粘土に戻ってしまった。乾いたらかんからかん。叩いても砕けないような土になってしまう。そんなところで、トマトやらこの取り組みで20分の3やら、20分の5やらいろいろあるけれど、こういう取り組みが果たしてできるのだろうか。面積、地域のまとまりが必要だということも定義してある。なかなか大変です。下の営農を通じた農業排水の支援対策。これはきちっとまとまる。

だから、今さっきもおっしゃったように、将来の地力のことも考えないと。土壌の問題ですね。だから本当にまじめに農薬もやらない、化学肥料やらずに有機肥料のちょっと高いのを買ってやっている人、これは本当に環境こだわりの鏡ですね、すばらしいなと思う。けれども、人によってはヒエでいっぱい、まるで草原。除草剤をやらない畦畔管理をやったら大変です。それと同じように何もやらずに、稲だけスクスクというようなことはありえない。例えば2年ほど田んぼを放っておいたら、生まれて見たことないような草や木が生えるぐらいです。放置したら大変な田んぼになるわけ、それぐらいの難しさがある。これが南部の方だったらいいです。砂地のところだったら、土が白い、黒いとか言って入れないといけないけど、湖北の粘土質のかんからかんのところにこんな調子に野菜はつくれない、たとえやりたくても。米の、いわゆる環境こだわりの米づくりが精一杯。湖北で同じように野菜をつくれと言うほうが無理。死ねというのと一緒です、これは。それと、滋賀県は兼業農家が多いから、一定協力して兼業も大規模も一体となって滋賀県の農業を守ってきたので転作もできているけれども、それからこういうことでひどいことになるという心配があるのですが、そこらも十分ひとつ検討していった欲しいと思います。

富岡会長：

こういうことですか。国のまとまり要件を満たさないところについては、県独自で支援策を添えて。こういうご意見。

酒井委員：

そういうことです。とてもこのようにトマトや南部の農家の流れを言っても北の方では出来ない。土壌がだめだから。

富岡会長：

今のトマトの話が出てきたのでお聞きしたいのですが、自家菜園みたいなものまで分母に入れるのですか。

事務局：

まず今の野菜の例でございますが、まとまり要件で、作物ごとにみてというパターンがございます。例えば今おっしゃったように、湖北のように野菜が非常にしづらい、集落で野菜をつくっておられるのは、わずかしがおられないというようなところの場合には、例えばある集落ではイチゴがつくっているのは2軒だけというようなところもあります。そういった場合は、2軒のうちの1軒の方が環境こだわりしていただいたら2分の1ということで、その1軒の方は5割クリアしたということになりますので、その1軒でもイチゴについては対象になります。元々その地域で野菜が少ないところ、いわば分母が少ないところはその作物作物、イチゴ、トマト、なす、それぞれ品目ごとにみてもかまいませんので、なすならなすで2軒のうち1軒。スイカなら3軒のうち2軒とかいう形で、分母は小さかったら小さいなりに対象になりますので、かえてその分母が少ないところのほうが作物ごとという要件はクリアしやすい可能性もあります。元々うちの地域は野菜が少ないからといって悲観的にならずに、何とかまとまり要件をクリアできる、かえて可能性が高いのではないかと考えていただきました。

いです。

酒井委員：

そのとおりだったらよいが、一般の人がこの資料見たら、そのとおりに理解はできないです。そういう説明をしっかりとほしい、こう言っているわけです。

事務局：

はい、それは。

酒井委員：

このあいだ湖北の農協で説明会あったときに聞いて、とてもやない、こんなものみんなできないと、こういうような話になったので、それは説明が大事だと。今聞いていると、1軒だけちょっと何かやっていたらいいかな感じもするしね。その説明をひとつよろしくお願いしたい。

事務局：

まとめ要件については、いろんな場合の救済的な運用もございますので、そのへんは県の現場の職員もその地域地域に応じた形で十分中身を説明していますので、そちらの集落だったら、今現在環境こだわりされているのが何人おられて、そのあとは何軒水稻、何軒と。このトマトについてはもう大丈夫だし、水稻はあと何軒やったらいけますよとか、そのようなアドバイスは集落別にきちっと現状を踏まえてアドバイスしていきたいと思っています。何とか各地域でこれがクリアできるような形で、説明や指導をしながらなんとかしていきたいと思っています。先ほど会長さんからご心配ありました飯米農家も対象とするのかという話ですが、先ほども言いましたようにこの対策は販売農家を分母と分子にみていこうということです。販売農家のラインは面積で、まず30アールということで線を引いて、30アール以上の人は販売農家ですよということにして、30アール以下でも、私はたくさん売っているという場合には、そのたくさん売っているという証拠...

富岡会長：

いやいや、米は30アール以上つくっているけども、トマトはちょっとしかつくってないわけです、普通は。そういうのも分母に入れるのかと、こういう質問です。

事務局：

その場合は、作物ごとの場合には1つの作物が10アール以上という作物で分母の線を引こうと、こういう形で国で新たに考えられています。

富岡会長：

それは国の基準であるのですね。

事務局：

はい。

永井課長：

確かにいろいろお話をうかがっていて、やはりまとまり要件にしる何にしる、こういう例外措置をつくるということについては、農家自身の努力で何とかなる部分についてあまり安易にやってしまうと、せっかくの芽を、何て言うのか、易きに流れる、楽なほうにいつてしまうということになる。そこは十分に気をつけないといけないと思いますが、ただ、やはりその個々の農家が、あるいは農業者のグループがどうがんばってもなかなかどうにもならないような部分、例えば農振農用地であるかないかについて、個々の農家で何かできるか、努力ができるのかということです。それはみんなが集まって、ここはここ際こういうことがあるから農振の用地にしましょうと言えればいいと言ってしまうえばそれまでなのですが、果たしてそれが現実的かどうかという話もあるでしょうし、そういったところを十分考えるとそうなるのかなと。あまり結論めいたことを言うつもりはないのですが、そういうものにご意見をうかがいたいと思います。それから面積と言いますか、今回こういう国の対象にならないところについて、きちんと扱わないと取り組みが後退するおそれがあるというようなこともありましたけれども、国の対象にならなくて、かつ県は今までやってきた苦勞について対応しないと面積が、取り組みが後退する。そういうことがあってはなかなか広がっていかない。一方で今度国の対策をやることによって、単価が上がる部分もあり、この際増えていく部分もあるかと思えます。ですから、トータルとしての量をみると、本当に減るのかどうか。仮に国の対策の除外分を仮にやらないとしても、本当にトータルとしてはどうなのかという部分があるので、別途十分考えていきたいと。それはわかります。それは今の段階できちんと定量的にプラスマイナスが、プラスがどれだけあってマイナスがこうですから、プラスマイナスとってくるとこうなるので、こうこうですということは、そう簡単に言えないわけです。そういった面もあるということは少し申し上げておきます。

富岡会長：

時間もだいぶなくなってきたのですが、今の個々の農家のレベルで何とかなるのかならないのかという、そういう基準で分けますと、(1)と(3)、これは個々の農家の努力では何ともならない。(2)はうまくやれば国の制度にのれる可能性もあると、こういう仕分けが必要ではないか。例えばまとまり要件なんかを満たしていない場合に県独自で助成措置を続けると、まとまりをつくろうという努力を阻害することになるのではないかと、こういう心配があるということなのですが。例えば国の施策の対象になる助成額の、例えば半分ぐらいですね。6,000円が3,000円ぐらい。今まで5,000円だったのを3,000円に落とすわけですが。それをやったところで両方を両立されるということもできるのではないかと。それから今までほとんどご意見がなかったですが、まだ面積は少ないけど水耕栽培がありますね。これはこの審議会でも以前に議論して、環境こだわり農業の範疇に含めて差支えなからうということになって、進めているわけです。もうすでにもう認めているわけですね、環境こだわり農業で。ところが(2)のほうではこれは環境こだわりとしては、環境保全的な農業の範疇に入っていない。これについて何かご意見ございましたか。

山田委員：

非常に単純な意見ですけれども、水耕栽培だけでなく、とにかく環境こだわり農産物を一生懸命推進しようとして何年間かやってきたわけですね。その間、一生懸命それに取り組んできて下さった方たちが、今この国の制度ができたからといって積み残されていく方ができてくる。その一生懸命になってやってきて下さった方がいらっしゃったから、今ある程度市場で私たち消費者がこだわり農産物を見ることができるようになってきた。なのに、ここで切捨ててしまっていていいのだろうか。まだそんなに長い長い期間の努力ではなく、まだ数年間の、せいぜいそんなものですが、それぐらいのところでもう見捨ててしまっていていいのだろうか、そんな感じがします。もっと環境こだわり農産物がきちっと、どこでも見られるような状態になってしまえば、それはまた話は別になりますが、まだ皆さんの、生産して下さる方の努力によって私たちがやっと手にすることができるという、そんな状態であるときに何かここで引っかかってしまいます。やはり引き上げていていただきたい。国の要件を満たさなくても何らかの助成はして欲しい。でないと、そういう最初のときの、一生懸命努力して下さる方が、今後出てこなくなるのではないかな、そんな感じがします。それともうひとつ、環境こだわり農産物というブランドをつかって、やっと私たちがあのマークが少しずつ目に付くようになってきたわけですけれども、今度この国の制度にのっかってしまうと、あのマークそのものはどうなるのですか。ちょっとそのへんも。

富岡会長：

それはもう前回から出ているように、認証制度そのものは変わらない。ただ認証の条件がちょっと変わるということですね。

事務局：

認証制度自身は同じように認証していきます。

富岡会長：

認証の要件と言いますか、例えば…。

山田委員：

要件が変わってマークはそのままです。

富岡会長：

環境規範とかそういうのが入ってくるわけですね、入ってこない。

事務局：

国の事業上の要件はありますけれども。

富岡会長：

認証事業は何も変わらない。

事務局：

基本的には何も変わらないというようにお考えいただけたらと思います。次の議題で基準を少し変えましょうということがありますが、これはひとつは商売上の対応ということがありまして、今まで独自でやってきて、ナンバーワンというよりもオンリーワンだったのが、今後あちこちで同じものができますので、これはちょっと商売上具合悪いということで、基準を強めようというようなことから。

富岡会長：

基本的には認証制度は今までと変わらず継続していくわけですね。

山田委員：

マークも付けていく。

吉田委員：

何か話を聞いていると、1番とか3番をみるかどうかという話が、認証制度そのものを入れない、ここでつくられたもの、農用地以外でつくられたものはこだわり農産物として登録できるつくり方をしても、認証さえしてもらえないような話になっているかと思うのですが、認証はそのまま受けられるわけですね。ただ国の制度にのれないので直接支払いのお金はもらえないというだけだと思います。ということであれば、不公平感どうのこうのというよりも、認証制度はどこでも受けられるわけですからいいと思うのですが、お金がもらえるかももらえないかということの話だと思いますね。だから、それが一緒になっている気がします。見捨てられるとかどうというのは、そこでこだわり農産物つくれないのではないかとかいう話になってくるのですが、あくまでもこだわり農産物をつくるかつくらないかということは、農家サイドの判断が重いのではないかと思います。直接支払いのお金がもらえるからつくっている人もいるし、自分でそういうつくり方をしたいからつくっている人もいると思うし、有利に販売したいからつくっている人もいると思うし、それぞれだと思います。それをごちゃまぜにして直接支払いがないところはもうつくってもらえないというような判断を安易にしてしまうのはどうかと思います。アンケートにもありましたように、普通の農作物に比べて価格が1割程度高いなら購入したいという人が40パーセントもおられる。そのへんをもっと重要視して考えていくべきことではないかなと。もし1割高かつくったものが売れるのであれば、直接支払いがなくても農家みんなこだわり農産物をつくります。その方向性にもっていくのが、本来の滋賀県の方向性であると思うので、その前提をなくして直接支払いのことばかり議論されているように思えます。今目標2割ということで15パーセントくらい達成できたという話ですが、本来滋賀県人が環境の、琵琶湖のことを考えておれば、2割でとどまてはいけないのではないかな、もっと高いレベル、上のほうの目標に向かうためにも、もうちょっと違う方向性が必要になるのではないかと。前に会長さんが無農薬という部分においても、何か特別な扱いのものがあってもおもしろいのではという発言がありましたけれども、僕なんかは特に消費者が何を欲しがっているのかという観点から認証制度を利用させてもらいたいという思いがあります。結構農家の方では個人販売している方がおられて、そういう方で制度を利用している方が多いかと思えます。そういう農家もいるので、もうちょっとこの認証制度の中にそういった意向も踏まえた話をしていただけたらなと思います。ですから、僕は1番から3番を入れるか入れないかという部分に関しては、まだまだ公

平を欠くために入れるとか入れないという議論をしなくてもいいのではないかと。国の制度は国の制度であるのだから、もうこれを受け入れないといけない。農家はみんなそうです。何でも制度は受け入れています。だからその不公平感どうのこうのと言ったら、元々農家は思っています。もっと単純に農家は受け入れていくので、農家はたぶんこれで受け入れると思います。受け入れた中で自分ができることを選択してやっていくと思います。

富岡会長：

この点についてはだいたい議論は出尽くしたと言いますか、出していただいたのではと思います。ただ両方の意見がありますので、ここでは別にどちらが多数とかそんなことはしません。今の意見を踏まえて県のほうで方向を出していただきたいと思います。それからもうひとつ、県と市町村の役割分担についてということで、ここでは費用の負担のことがあがっていますが、西村委員のほうから確認行為というか、これは今まで県がやってきたのですが、これからは市との契約になると市がやらなければならない。ただし市はそんな能力はない。どうするのか、こういう疑問が出されているわけですが、何か県と市町との役割分担についてということで、特にご意見ございましたらお願いします。

酒井委員：

これは会長さんがおっしゃったように西村さんのご意見ですけれど、国の制度で自治体(市町村)がすると、こういうふうになっているのに、それを県でやるというのはいかがでしょうか。

事務局：

ちょっと難しくなるかと思いますが、この制度が2階建てになっています。1階部分について市町村と地域で協定を結びますので、市町村が協定の履行確認をしていただくということになります。これは通常の行政事務でちゃんと草刈りされましたかというような確認をされるのだと思います。今問題にしておりますのは、2階部分ですね。環境こだわりの部分につきましては、基本的に大部分は県の、今われわれがやっています県の事務として残ります。したがって2階部分で市町村のご厄介になるということではなくて、基本的にその市町村との協定の中に含まれるので一定の事務はありますけれども、確認事務のほとんどは県のほうでやらせていただくようになります。

富岡会長：

環境こだわりの確認については今までと同じように県がやるという、こういうことですね。

酒井委員：

農振農用地以外での環境こだわり農業の交付金を認めないという話。農振農用地以外の白地は認めない話ですが、実際調整区域には白地はない。農振地というのは、全部町の都会の周辺のところを農振地で白地になる。それが180ヘクタール。国交省の都市計画というのは都市計画法にもとづいて全部調整区域と農振地に分けてある。農振地に白地はない。それでわれわれは百姓をやっています。都会周辺で人口が増

えているところで野菜をつくったりしているところが結構たくさんあります。そういうことです。都市の周囲の人だから、あんまり農業、こういう農地・水・環境こだわりに動ける地域ではないことは事実。ただし、もらえる対象にしておられるということで文句が出るだけのことです。

事務局：

ありがとうございます。その議論は終わったかと思ったのですが、基本的にお支払いしている金額ですが、たくさんの金額は出してないわけですね。交付金もらうからいいなと思っていただく方もおられると思いますが、基本的には係り増し経費をお支払いするということです。例えば水稻ですと10万円あまりの収益のうち5,000円ですから、5,000円目当てに環境こだわりをやるということではなくて、肥料、農薬、手間賃の係り増しはその程度ありますよ。その分は県がお支払いしますから、環境こだわり農業やっていただいているということなんです。どちらかという農家で自主的に環境にこだわろうという人の背中を押させていただくような、そういうお金です。吉田さんがおっしゃるように、その5,000円を目当てにされる方もおられるでしょう。しかしながら、最初にお金がなくても取り組んでいただいた方もおられる。最近、それに加えて農協なんか係り増しがあるけれども、その経費は県が支払ってくれるからみんなやろうよということで、組織で働きかけて、これだけの面積を増やしていただいたということなんです。整理しますと、お金なんか要らない、認証だけでいいという方はいいとしても、少なくとも係り増しをもらえば今までやってきたという農家の前向いた、人と環境に優しい生産活動をしていこうという気持ちを切ってしまうことになると思いますか、せっかくしてくれたのに、そういう冷たい仕打ちができるのかどうかというあたりでしょうか。特にJAの部会のように、ある程度お金をもらえるから参加をした。ところが制度が変わって、あなたは対象外。こうなったときに一体どうなるかという話。本日はいただきました意見を元にこのへんをもう一度整理をして結論付けてまいりたいと思います。それと3番のほうは特に強くおっしゃっているのは、もう倒産しかけの自治体です。これをやりますと、本当に新たな財政負担が要ります。多いところでは数百万、1千万、多いとこで1億ぐらいの持ち出しがあるわけです。それだけのお金を、農家はよく知っていますから、こんなものはやらないとなると本当に町長の首の問題になりかねないぐらい、非常に農村にとってはインパクトが大きいです。その中で財政力の弱いところについては何とかしてくれよというような意見もまたあるわけです。そんなにたくさんではないですが、そういうところは大変深刻な町であります。そういうことも踏まえて、何らか考えられることはなかなかないかと思うのですが、皆さん、何かお考えがあれば出していただきたい。

富岡会長：

それはこの審議会の守備範囲でしょうか。

永井課長：

いやいや、そうではないと思います。参考です。

酒井委員：

これについては、会う機会ごとに全部の町長さんがおっしゃっている。農地・水・環境保全向上対策は、やっ

ていかなければならないと思う。ただ、うちの集落全部をしようと思ったら、大変な金になる。県も大変だ。だから県は国の制度にのりかえていこうとか。うちのはのりかえられないではないか。県がみってくれるならいいけど、町がもたない。そして3集落や10集落ぐらいだけしたら、あとの集落からひどい目にあって、すぐにわれわれの首がとんでしまう。いずれにしろ、しっかり考えていってくれないと、だいたいこういう意見が多いです。それでこれを言うほうもね、話し合い、これは真剣、守備範囲でないけど、あんじょう調整をしながら進めないといけないなと思う。心配している。いいことだけど、これ全部、今もさっきも間宮さんが言ったように、集落は全部受ける。よしやろう、とこうくれば、これ3,300円でも、これで環境農業やらないにしてもそれだけはもらえると、こういう関心をもっていて、これは大変なことになる。しっかり町村と調整をしないと。

富岡会長：

予定の時間が過ぎてしまいましたが、この件についてまだ言い残していることがございましたら。

成田委員：

私、毎日環境こだわり農産物の横に座っております。やはり直接農産物をもっていらっしゃる生産者のお話を伺いますと、環境こだわり農産物になぜしたかということは、ただお金がもらえるからだけではないのですね。やはり大前提は琵琶湖を汚さないということがほとんどです。ですけど、お金がもらえるとありがたいと。今回のこれも滋賀県の支援が打ち切られるのではないかと心配をしていらっしゃる方々もいらっしゃいます。ですけれども、私が思うには、県独自でやってきたわけです、今まで。私も環境こだわり農産物を食べて下さいねと、毎日言っております。それでもまだ認知度が低いという状況もあります。私が行き始めてからほとんどの方が、私の身の回りの方はご存じの方が大変多くなりました。でもこの数字を見ますと、まだまだだなという気はいたしますが、せめて日本のトップを切った滋賀県ですから、環境県滋賀県としては独自のこの支払い制度、直接支払い制度はしていただきたいという気持ちはあります。けれども永遠ではなくて、ある程度、何年間かという打ち切り方。しかもその間に、先ほど伊藤委員も言ってらっしゃいましたが、品質に心配があるということを書いてらっしゃいましたが、私は現場の方たち、しかも農家、のお話を聞くと、やはり一番心配なのは農業の普及員の方々が転勤でちょこちょこ何年かおきにすぐ変わってしまって、また一からこの土地のことをまた知っていただくのにとっても大変だと。ですからやはりプロフェッショナルな農業のそういった方を動かさないで、定住を。アドバイザーみたいなのがあったらいいなというお声も聞いております。ですから、品質を下げないための、しかも私たちのなぜこの環境こだわり野菜をつくらなければならないかという、そういった環境思想にまで発展するというお言葉を聞いて、現場のアドバイスが欲しいと。いついかなる対応でもできる現場の、しかも同じ人が欲しいという声が非常に出ておりましたので、そのへんがもし可能であれば現場のプロフェッショナルをずっと置いていただきたいなという気持ちがございます。

富岡会長：

それでは時間も来ましたので、この議題につきましてはこのへんで切らせていただきます。次の議題に入る前に、少し休憩いただいて、会場の時計で40分に再開いたします。しばらく休憩いたします。

(4)環境こだわり農産物の栽培基準の見直しについて

事務局：

「(4)環境こだわり農産物の栽培基準の見直しについて」説明(資料 P. 4~8)

富岡会長：

はい、どうもありがとうございました。それではただいまの説明に対して、意見等ありましたら。

吉田委員：

水稲の場合、生態系保全・景観形成のほうから必ず1つ以上選ぶということですが、今まで除草剤を使用しない周辺除草というのは選択項目であったので、それをやってきたのですが、それ以外で実施しようとしてもなかなか難しそうに思いました。実際、この要件の中で1つ選ぼうとしたら、農家の何パーセントぐらいこれを選べるのかというのは、具体的に試算・試算されているのかと。先ほど除草剤を使用しないことを実践しておられる農家さんもおられるのでということでしたが、現状何パーセントぐらいの方がこの技術を選択して、面積あたり何パーセントぐらいがこれを実施しておられるのか。以下の項目におきまして、だいたい何パーセントぐらい可能と見込んでおられるのかを言っていただきたいと思うのですが。結構僕はハードルが高くなってしまっているというふうに思いますがいかがでしょうか。

永井課長：

現状で除草剤を使用しないほ場周辺除草の実施率については、今数字をもっておりませんので、すぐ調べて、どれぐらいの実施率になるかというあたりは今後最終詰めていく段階で調べていきたいと思っております。なかなか実施が難しいのではないかとということですが、この中でどの農家でも比較的少しの工夫でお取り組みいただきたいなと思っているのが、その3つ目の終わりにあります、水田を活用した成育環境の提供ということです。農閑期、これまでほ場を乾かし、稲刈りが終わったらすぐカンカラカンに乾かしてという形で水田がいきなり乾田になっているような状態のところがあるのですが、それを多少の期間、尻水戸をそのまま閉じたままにするなりして、多少田んぼを湿潤状態に保っておくことで、いろんな生きものが少しでも豊富になるような、そういうような管理をしていただいたらどうかというようなことで思っております。そのへんが比較的取り組み易くなっていく要件に思いますし、また大規模農家の場合なんかですと、消費者とか子どもたちとの交流とか、そういったこともやっていただいているようなことも多いかと思えます。個々の内容について、それぞれ今現在の実施率というと、十分分析ができていませんが、何とかやっていただけるラインかなと考えております。

富岡会長：

この環境の創造というところからどれか1つというのは、かなりハードルが高いのではないかと、そういうご意見ですが、いかがでしょうか。

久保委員：

今のような具体的な話ではないのですが、この環境こだわり農産物が国の制度の運営にのってということになったときに、まず考えられることとして、ほかの県のものでいろいろ、そういう付加価値のついたものが出てくるということですけど。まず県外から県内に入ってくる農産物、特に米の場合ですね。先ほどちょっとお聞きしたら、県内に入ってくる、例えば新潟産コシヒカリとか、そういったものがたくさん入ってきていると思うのですが、そういうものがどういう付加価値をして、ここ考えているような環境に対して何かされているというような情報をもっておられるのかと、あと今度は県外にお米を売らないといけないということになったときに、なかなか琵琶湖の環境ということに対して理解はできても、そこまで買おうというのはどうかと思います。そういった場合に、例えば競争相手に京都とか、そういったところの農産物の状況はどうなっているのか。この付加価値に関してですが、そういうようなことを教えていただけたらと思います。

事務局：

全国的な状況といたしましては、この農薬・化学肥料を5割以下に減らすという部分だけで、特別栽培農産物で流通しています。よその県からも特別栽培農産物で入ってきて、滋賀県から加工されていくときも特別栽培農産物で、農薬・化学肥料を5割以下ですよという形で出て行っている部分が多いです。琵琶湖に配慮しようという部分は県内では通じますが、一步県外に出たとき、なかなかその部分をお知らせできない部分は確かにあるのはあります。全国的にこういったものが展開されてくる中で、滋賀県では特にそういった水質保全とか、生態系保全・景観形成にも配慮していますといったことを、今後の流通戦略の中でも活用していきたいという考えで、このような基準の見直しをしているところです。

富岡会長：

生態系保全・景観形成を要件に入れるというのは、かなり大きな抵抗というか、基準の強化になると思いますが、それでちょっとハードルが高くなりすぎるという懸念もあるようです。この両方ですね。ずっと同じところにとどまっているのではなしに、ちょっとずつ高めることは必要だけでも、高くなりすぎると阻害することになるという。

吉田委員：

ちょっとこれで米の付加価値が上がるのであれば、もっと農家も一生懸命やるかと思いますが、聞いていると環境というものにあまりピンと来ないものがあるって、それが増えたから1割増しでも買いますよとか、そういう発想に続くかと思うので、どうかと。その部分にハードルを高くしても、農家も大変なだけで結局販売欲に繋がっていかないということになると思います。もっと販売力に繋がるような戦略的な売れる米づくり的な要件というものがあればいいのではと思うのですが、僕は水稻に限ってのことなのですが、例えばこだわり農産物に関しては、今米をつくってはいけない時代が来ていまして、転作をしているわけです。米の生産量がだぶついているので、例えばこだわり農産物に関しては、たくさんお米を採らないというような方向性を出してもら。減反率を、地域によっては、5パーセントのカウントを見ているということがありますが、そういったことをもっと

大々的に進めていける、県からも進めてもらうとかいう話へもっていったら、これはもっといいのではないかと思います。

川口委員：

生態保全のところ、水田に魚の放流の部分がありますが、今カモ米というのがすごく高く売られています。この水田の魚のお米というのは、今現在出てきて高くなっているのですか。この前新聞に載っていたのですが、カモの処理がすごくかかると、1羽1,000円以上かかる。あとで困るような、とるだけとって高く売って、あとの処理に困るようではかえって魚が腐ってこわいかなと思う部分もあるのですがその部分はどうですか。

富岡会長：

ゆりかご米の話ですか。

川口委員：

はい。

富岡会長：

どなたか。

松村課長：

田んぼでニゴロブナ等放流しまして、そこへ産卵して、中干しまで飼うというのがだいぶ広まってきました。今年で40ヘクタールぐらいは取り組みをされております。特に稲枝地域とか、湖北地域でやっております。これにゆりかご米という名前をつけて、農協でまとめてもらって売っているということです。価格はそう高いかどうかちょっとわかりませんが、そういう名前で消費者の売れはいいかなと、そういう感じがします。これは田植えをしまして、除草剤もやるのですが、やった後1週間かそれぐらいで親ブナを入れて産卵する場合と、生まれたての、稚魚といっていますが、2ミリか1ミリの子どもが間引きの田んぼに入れて、ちょうど1カ月か1カ半月ほど、中干しまでをそこで育てますので、あとは放流して流れると。そんな取り組みでやっているのと、もう1つは自然に流れる排水路に堰で水位をトントンとあげてきて、自然にコイなりナマズなりフナが田んぼに入って産卵をします。そういう形の取り組みをしております。これは商標登録をしまして、「魚のゆりかご水田米」というのを県がとったのですが、これも認証みたいにして、されておられるところには、その名前を使ってもらおうということを進めていきたいと思っています。琵琶湖の周りでこういうお米がちょっとでも消費者に受け入れられるように、これは環境こだわり米と一緒に取り組んでもらおうと。こだわりでやっているところに、こういう形で今進めていますので、これをセットに名前を入れていけるかと、そういう方向でございます。

成田委員：

吉田さんには申し訳ないのですが、米も売れる段階に、収入が上がるとすれば、農村の方たちはすごくいいと思うのですが。私個人の考えなのですが、非常に田んぼの風景、日常的な風景というか、昔はヒガンバナ

がいっぱい畦道に咲いていました。そういった風景が誇りをもてる故郷の基盤になっているような気がします。ですから、売れるに越したことはないのですが、やはりそういった畦道を利用した美しい、そういった子どもたちを連れてきてその美しい風景を見せてあげるといのも、お米も大事だよという方向へもっていけるのではないかと私は思っています。景観作物と書いてありますが、これはこういったものを指すのですか。

事務局：

詳細はまだですけども、今のところ例えばグランドカバープランツとかで出ているものもございまして、そういったものを想定しております。詳細はこれから検討していくところでございます。

富岡会長：

例えばヒガンバナなんかは入っている。ヒガンバナ等の景観作物はちょっと発想が違うのではないかと思います。私はこの景観作物はどうかと思います。これを県がわざわざ助成の対象にするというのは、ほかに何もやるものがないと。これぐらいやっておこうかということになって、よくありますね、景観作物の栽培は、中山間の補助金でも。そうすると、どこかに花植えて、それで景観をよくしますという。どうかと私は思うんですけども、そのへんも含めてご意見どうですか。ヒガンバナが生えているような畦道は、これは価値があると思うのですが、人工的に花壇をつくって花を植えるというのはどうかと思います。ただ生きものとか景観にも目を向けさそうというので、こういう要件を入れるというのは非常に意味があると思います。1つひとつの項目が妥当かどうか、あるいはハードルが高すぎないかとか、そういう詳細な部分は検討する必要がありますが。

吉田委員：

できるかできないかで言えば、小さな農家はできると思いますよ。大きな農家、認定農家といわれるような大農家ができる技術にしていかないと、今後はないなと思います。それが問題です。できるかできないか言ったら、小さい農家は得です。何かでやったらできると思います。ただ僕なんかも考えるのですが、ほ場に除草剤を撒かないという技術を選択した場合に、大変なことになるんですよ。それを選択した場合、たぶん今認定をもらっているうちの3分の1ぐらいに減らさないといけないなと思います。そのへんはどうかと。だからこの技術要件を満たせる農家は、小さい農家ということになりかねないのではないかと。それが面積を絞っていくか。となると、僕は現状の面積はだいぶこの要件のために減ってしまう可能性があるなと思います。

田中委員：

質問ですが、この中の魚の放流、もしくは生きもの調査、子どもたちの交流、あと景観作物ですね。これはどこで線引きをするのですか。どれぐらいまでやったらやったことになるのか。あともう1つ、これは誰がチェックをするのですか、やったかどうかということ。

事務局：

具体的には今回こういった項目でどうかということでご提案させていただきました。具体的な運用、魚はどの程度とか、景観ならどうしないといけないとかというあたりの具体的な要件については、また今後詰めさせ

ていただきたいということでご了解いただきたいと思います。確認につきましては、この制度全体の中で、今も環境こだわり農産物について、県の職員が生産記録を中心に確認をして、その中で現場にも行き確認もしておりますので、そういった中で一連の作業の中で確認したいと考えております。

富岡会長：

これ全部のほ場ごとにとということですね。確認しますけれども。

事務局：

はい、そういう感じでございます。

富岡会長：

ほ場ごとということですね。

田中委員：

放流があったら、放流だけを調べに行くと。

事務局：

それはまた写真とか、いろんな形での報告も可能な部分でもございますので、そのへんは自治体にあった形で、より確認できるような方法は考えて行きたいと思っています。

富岡会長：

あるいはもっとメニューを増やしたら、どれかはできるというふうになるメリットがある。生きものとか景観にも配慮するような、象徴的になるようなメニューですね。

間宮委員：

地区に500反ぐらいあったら、全部500反書かないといけないのですか。その地区の500反ある、2~3反ぐらいでも、それでもいいわけになると。

富岡会長：

ほ場だということですからね。またほ場はこの要件を満たしたことになるけども、ほかのところは満たしたことになる。こういうことですね。よろしいですね、そういう理解で。

事務局：

そういう案でございます。

富岡会長：

例えばこの農閑期のほ場の湿潤管理ぐらいになると、簡単に言えば、尻水戸を閉めておくということです

ね。

事務局：

そうですね。

富岡会長：

それでもいいと。

吉田委員：

そのへんのとらえ方ですね。僕らのほうは冬季湛水とか思いますよ。この案がきたのは、たぶん冬季灌水からこういうこと、景観とか、生物にいいのではないかという発想かと思いますけど。

富岡会長：

排水路を閉めとおくだけでも効果がありますね。雨が来たときに、一気に水が流れるのを防ぐので、琵琶湖への負荷の削減にもなります。

永井課長：

例えば、冬場カラカラに乾かしてしまったので、うちの田んぼにいたタニシがいなくなりました。ビシャビシャにはしてなかったのですが、一定湿潤にしたら、タニシがいてそれをサギが拾っていたということがありました。農村が全体に乾きすぎましたから、どこにも水が流れてなく、昔ならどこかに水が流れていて、雨になったら水を流した途端に、川にどじょうが上がってくるとか、いろんなことがわっと広まったのですが、今はどこにもいないわけです。だから、せめて環境こだわりをやる人たちは、少し湿潤な状態、昔のようなビチャビチャにしるとは言っていません、そんな作業性の悪いことはできません、でも少し振り子を、何と言いますか、少し湿った状態にして下さい。冬場の降水量は大きいですから、尻水戸を閉めることによって、生きものに対して非常に優しい期間を過ごすことができるので、これをひとつ乾田地帯でカラカラに乾かすところでこれを採用していただけないかなと。かなりの効果があるのではと思います。

吉田委員：

もしそういう意味であつたら、先ほどのパーセンテージという話をさせてもらいましたが、除草剤を使用しないが10パーセントぐらいしかできないと思います。そのほかの技術は数パーセントだと思います。あと何とれるかと言ったら、今の話だと、もう80パーセントぐらいは水田を活用した生育環境の提供になるかと思いません。そのへんのところをもうちょっと戦略的にすれば、そっちの方へ農家は動いていくと思います。やりやすく、尻水戸が閉まっていればOKとか。プラスチックの板を配布していますね。あれが刺さっていればOKとか、そういうわかりやすいニュアンスにもっていってもらえたら、農家は取り組みやすいなと。

永井課長：

念のための話ですが、これはあくまでも生態系保全・景観形成と書いているように、選択でございますので、どれか選んで欲しいというのがある。基本的に全部まとめてやってくれというのではありません。その中で、今こうやって8つばかり書いているのは、もうわれわれが、正直言って無い知恵を絞って、こんなのはどうだと考えて、特に上から3つ目はこういった中では一番やりやすく、かつ一定の効果がある。これが一番いいわけです。効果があって、大変でないのがいいに決まっているのですが、そういうバランスの中で、3番目がわりといいのかと思っています。厚かましいお願いですけど、何かもっといい知恵ですがあれば大変ありがたい。こんなのがあるのという、われわれの気がつかないようなことがあれば、これが一番正直に言ってうれしいご提案になるかと思っております。

酒井委員：

3番をもっとわかりやすく、取り組みやすいようにやってくれたらいいと思う。

富岡会長：

この表現だけではちょっとわかりにくい。

間宮委員：

わかりにくい。何か田んぼをビチャビチャにしないといけないという、農家が嫌うような発想であるような気がする。

酒井委員：

そんなことはないと思う。行政は農家の取り組みやすい方向で案を出してくれていると思うので、解釈の仕方によって、この3番が一番ありがたい。

植田課長：

ひとつだけよろしいでしょうか。先ほど久保先生のお話にありましたように、こだわり農産物、滋賀県独自で発信してきたのですが、先生の言われましたように、ほかの県でもこういう農産物の直接支払いが始まりますと、特に滋賀県の米、10万トン以上が県外に出ていますので、かなりその価格競争とか品質競争に巻き込まれてしまいます。今でもそんなに高い評価をいただいている訳でなく、むしろ安定的に供給している、それは一定品質があるということで、評価いただいているわけですが、これからはものすごく厳しい、いわゆる品質競争なり、それからこの米の背後にある生産の状況をしっかり消費者が見てくると思います。そういった点では、今お話にございましたように、3番目もすごく大事なことです。冬の期間の湿潤管理も大事なことです。今私どもが言われておりますのは、一番上のほ場周辺の除草を除草剤使ってやっているという声です。それはこだわり農産物を滋賀県が進めているのに、どうしてそれだけ除草剤をやっているのかということがやはりあります。農家の方が苦労しておられて、特に大規模農家の方はなかなか5平米も10平米も草刈りをするのは大変だと思いますが、一方では米の価格競争、流通の評価の中で見られていることも考えますと、やはり一定努力してもらわないといけない部分もございます。だから安易に3番だけで走るのではなしに、1番につ

いても米の販売戦略の立場からすると、努力をお願いしたい。これからの販売競争の中で打ち勝つためにも大事なことから考えますので、先生方をお願いするのもおかしいですが、販売対策としてはやはり一番大事なことかなと思います。

富岡会長：

ちょっと確認させて欲しいのですが、この冬季にカラカラに乾かす、畝をたててまでして乾かしてありますね。それはそれなりに理由があるからと思うのですが、それをやめて湿潤管理にして、今の品質とか、あるいは米の生産とかいう点に何か問題はないのでしょうか。

植田課長：

その点では問題ございません。むしろ負荷が減るということで、一番大事なことです。だから3番目のことも品質上問題が出てくるというものではございません。

永井課長：

1番目のほうも重要視していただければと思います。

富岡会長：

3番ばかりではなく、1も何とか頑張って農家が除草剤使わないようにすると。

永井課長：

他府県の人から見られているということを前提にお願いできたらと。

成田委員：

吉田さんのところは除草剤使ってらっしゃるんですか。

吉田委員：

周辺は使います。

成田委員：

そういった場合に田んぼに流れ込んでしまう危険というのはありますよね。そういった場合に環境こだわり米としてはどうなのですか。

吉田委員：

除草剤のやり方にもいろいろあります。液で地面についてしまうようなやり方もあれば、泡状にして草の上だけにかける方法もあるし。僕は特に畦畔の数10センチはかからないように除草剤を撒きます。それによってほ場に入ってくる農薬をほぼ抑えられるのではないかと考えています。こだわりだしたら、自分よりも上の畦というのは他人の畦です。下は自分のものであると。ということは、自分の畦を管理するわけですけど、自分

の畦を管理することによって守られるのは、次の下の人の田んぼであって、所詮上から流れてくるのは、上の人。だから他人が作業すべき畦を自分が作業しなければ、本来の自分の米は守れないです。という矛盾があるので、それを言い出したら絶対やっていけないなど。そこらへんはこだわらないようにしますが。

成田委員：

例えば除草剤を使った田んぼでは、こだわり認証のお米の認証をとってらっしゃるのですか。

吉田委員：

はい。

成田委員：

そういった場合に、検査したときに除草剤は出ないのですか。

吉田委員：

今の畦畔の薬剤のことですが、基本的に何でも枯らすような薬剤です。それが田んぼに入ると、稲が枯れてしまいますから、もちろん農家は入れないようにしないと、稲が枯れてしまいますから、入ってくるということはおそらくないと思います。それと、さっきの議論であった、畦畔が景観の対象となるのかどうかですが、カバープランツという意味で言えば、畦畔の草が生えないように下を押さえるというか、そういう意味でカバープランツだと思います。事務局がおっしゃっていたカバープランツというのは、そういった意味では一応ここでは景観に入っていますが、畦に草を生やさないための草、植物という意味でとらえれば、これは水質保全に入りますし、どちらにも対応できる技術になるのかなと思います。ただ、それは例えば畦畔に草も生えないかもしれないですけど、景観が悪いというようなことになるのであれば、……どういうふうに解釈したらいいのかというのは、また景観上は悪いんですけども、草を生やさない地域では水質保全という意味にはなると思いますし。ちょっと新しい技術として、景観ということにこだわるのが、あるいは水稲田まで視野に入れたカバープランツなんかをすこしははっきりされておいたほうがいいのかということだと思います。

富岡会長：

事務局の先ほどの畦畔、ほ場周辺への景観作物ということですが、私は何か花植をえるような印象受けたのですが、グランドカバープランツというふうに考えておられるということですね。

事務局：

グランドカバープランツについては、今後もう少しその詳細について今のご意見を参考に検討させていただきたいと思います。

富岡会長：

グランドカバープランツなら意味があると思います。ほかに何かご意見ございましたら、よろしいでしょうか。

それでは次の議題に入ります。

(5)環境こだわり農産物の対象作物・作型等の追加について

事務局：

「(5)環境こだわり農産物の対象作物・作型等の追加について」説明(資料 P. 9～10)

富岡会長：

ただいまの件につきましてご意見ございませんか。ないようでしたら、対象作物・作型の追加については異議なしということで、予定されていましたが、無事終了しました。

(2) その他

永井課長：

その他の議題ということで資料はつけておりませんが、1点だけ口頭で述べさせていただきたいことがございます。今度国の制度に移行する部分もありまして、その部分で前回の審議会において確認責任者について、国の制度にのるものについては特に設置を義務づけなくていいのではないかという案をご説明したことに対して、それはどうかというご意見もございましたので、再度検討いたしまして、基本的には現行のJAさんとか、肥料商さんとか確認責任者という形で設置いただいているものについては、そのまま設置いただいて、表示としても栽培責任者、確認責任者として引き続き表示もきちっとしていただくような形として、一定の確認業務については国の制度になる部分についてもJAさん等にも関わっていただいた形で確認も行い、表示については従来どおり確認責任者JAどこどこというようにこの確認の仕組みをつくっていきたいと考えておりますので、その点だけ1点ご報告申し上げます。